



トラブルを未然に防ぐために——

## にしわき消費生活通信

No.242

### 海産物の電話勧誘販売と送り付けに注意

「カニなどの購入を勧める電話があり、強引に契約させられた」「断ったのに商品が届いた」などの相談が寄せられています。購入機会が増える年末にかけて電話勧誘が増える可能性があるため、特に注意しましょう。

#### ▶事例

- ①父宛てに海産物が代引き配達で届いた。受け取ったが、父は注文していないと言っている。
- ②過去に利用したことがあるという海産物店から電話があった。カニが安くなると勧誘され注文したが、不審なのでキャンセルしたい。

#### ▶アドバイス

- ①知らない電話番号からの電話に出ない。
- ②電話で勧誘販売され、少しでもおかしいと感じたらきっぱり断る。
- ③断ったのに一方的に商品が届いたときは、受け取りを拒否して代金を支払わない。もし受け取ってしまった場合でも、販売業者に返金

を求めることができます。

※注文や契約をしていないのに、金銭を得ようとして送り付けられた商品は、消費者が自由に処分してよいことになっています。

- ④電話勧誘で契約した場合は、クーリング・オフができます。
- ⑤電話勧誘による契約を断った場合、家族内で情報共有し、誤って代引き配達で商品を受け取ってしまわないようにしましょう。代金を支払ってしまった場合、業者と連絡が取れないなどで被害回復が困難なケースもあります。

困ったときは、すぐ相談

西脇市消費生活センター

☎22-3111 FAX22-3515

月～金曜日の午前10時～午後5時  
(祝日・年末年始除く)